

昭和六十三年政令第五十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条及び附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（貨幣の素材等）

第一条 貨幣の素材、品位、量目及び形式は、次条に定めるものを除き、別表第一に定めるところによる。

（臨時補助貨幣で貨幣とみなされたものの素材等）

第二条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（以下「法」という。）附則第八条に規定する臨時補助貨幣で同条の規定により貨幣とみなされたものの素材、品位、量目及び形式は、別表第二に定めるところによる。

（記念貨幣の発行枚数）

第三条 法第五条第三項に規定する記念貨幣の発行枚数は、別表第三に定めるところによる。

（貨幣の販売価格）

第四条 法第十条第二項に規定する貨幣の販売価格は、別に政令で定めるものを除くほか、別表第四の上欄に掲げる貨幣ごとに、同表の下欄に掲げる価額に、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

（国庫納付金）

第五条 独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、各事業年度において、法第十条第一項に規定する貨幣を販売した場合には、当該貨幣の販売収入から販売に要する費用を控除した金額を、次条に定めるところにより国庫に納付するものとする。

（国庫納付金の見込額の納付等）

第六条 造幣局は、各事業年度に係る国庫納付金（前条の規定による納付金をいう。以下同じ。）の見込額を、財務大臣の定めるところにより、当該事業年度の翌事業年度の四月三十日までに国庫に納付するものとする。

2 造幣局は、各事業年度に係る国庫納付金の見込額を前項の規定により納付した場合において、当該事業年度に係る国庫納付金の額から当該見込額を控除してなお残額があるときは、その残額を翌事業年度の七月十日までに国庫に納付するものとする。

3 造幣局が各事業年度に係る国庫納付金の見込額を第一項の規定により納付した場合において、当該見込額が当該事業年度に係る国庫納付金の額を超えたときは、政府は、その超える額に相当する金額を翌々事業年度末までに還付するものとする。

（国庫納付金の会計年度所屬区分の特例）

第七条 前条第一項の規定により納付された各事業年度に係る国庫納付金の見込額は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第一条の二第一項第一号の規定にかかわらず、当該事業年度に対応する国の会計年度所屬の歳入金とする。

（国庫納付金の納付の手続）

第八条 造幣局は、第五条の規定に基づいて計算した各事業年度に係る国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第九条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（旧金貨幣の引換期間の特例）

第十条 次の各号に掲げる場合における法附則第四条の規定による旧金貨幣（法附則第三条に規定する金貨幣をいう。以下同じ。）の引換えの期間は、当該各号に定める期間とする。

一 外国から引き揚げ、昭和六十三年九月一日以後本邦に到着した者の所持する旧金貨幣を引き換える場合、到着の日から一月以内

二 昭和六十三年三月三十一日以前に遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により警察署長に差し出された拾得物又は埋蔵物である旧金貨幣が昭和六十三年九月十七日以後返還され、若しくは引き取られ、又は都道府県に帰属した場合（当該事実について当該警察署長の証明がある場合に限る。）当該旧金貨幣が返還され、若しくは引き取られ、又は都道府県に帰属した日から二週間

三 昭和六十三年九月三十日以前に刑事事件又は保護事件（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二章に規定する保護事件をいう。）について押収された旧金貨幣が昭和六十三年九月十七日以後返付され、又は国に帰属した場合（当該事実について検察官、檢察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官の証明のある場合に限る。）当該旧金貨幣が還付され、又は国に帰属した日から二週間

四 その他やむを得ない事由がある場合であつて、財務大臣が指定する場合、財務大臣が指定する期間

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（造幣規則等の廃止）

第二条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

一 造幣規則（明治三十年勅令第三百三十八号）

二 一円銀貨幣通用禁止の件（明治三十年勅令第三百三十八号）

三 貨幣形式令（昭和八年勅令第二百三十二号）

四 臨時通貨の形式等に関する件（昭和十三年勅令第三百八十八号）

五 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか五銭臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十五年勅令第四百七十六号）

六 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか一銭臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十五年勅令第四百七十六号）

七 昭和十三年勅令第三百八十八号及び昭和十五年勅令第四百七十六号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十六年勅令第八百二十六号）

八 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか小額紙幣の形式を定める件（昭和十七年勅令第六百八十八号）

九 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号及び昭和十六年勅令第八百二十六号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十八年勅令第六十号）

十 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号、昭和十六年勅令第八百二十六号及び昭和十八年勅令第六十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十九年勅令第一百十二号）

十一 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号、昭和十六年勅令第八百二十六号、昭和十八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百十二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十一年勅令第四十四号）

十二 昭和十三年勅令第三百八十八号及び昭和十七年勅令第六百八十八号に定めるもののほか小額紙幣の形式を定める件（昭和二十一年勅令第二百一十一号）

十三 五十銭の臨時補助貨幣の形式等に関する勅令（昭和二十一年勅令第三百九十二号）

十四 臨時通貨法第五条第三項の規定により小額紙幣の形式を定める政令（昭和二十三年政令第四十六号）

十五 五円及び一円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十六号）

十六 十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十五年政令第二十六号）

十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十四号）

十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）
 十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十一年政令第九十一号）
 二十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十一年政令第九十号）

二十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）
 二十二 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百十号）

附 則 （昭和六十四年四月二十二日政令第一二四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年八月九日政令第二四八号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年九月二二日政令第二六九号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年二月八日政令第三一六号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年八月一〇日政令第二四四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年二月二〇日政令第三七一号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年三月二二日政令第四三三号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年四月二三日政令第一五四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年六月一六日政令第一九四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年一〇月一四日政令第三三四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年七月一日政令第二二六号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日政令第一九六号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年一〇月一六日政令第三〇三号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年五月一六日政令第一七四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日政令第二二六号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二〇日政令第三二九号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年二月二八日政令第二三三号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年六月七日政令第三〇七号） 抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
 附 則 （平成一三年八月三一日政令第二七八号） 抄

1 （施行期日）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年一月二三日政令第八号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年一〇月九日政令第三〇八号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年一月一五日政令第三三七号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年二月一八日政令第三八一号） 抄
 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年六月二三日政令第二五一号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年九月五日政令第三九五号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年五月二六日政令第一七六号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年九月二九日政令第二九〇号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月四日政令第一一号） 抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
 附 則 （平成一八年五月八日政令第一九〇号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年八月九日政令第二五八号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年四月二〇日政令第一六〇号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一〇月二六日政令第三二〇号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二日政令第一七二号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一六日政令第一七七号） 抄
 （施行期日）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月二七日政令第二〇八号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年九月一八日政令第二八四号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年十二月一〇日政令第三七五号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年四月一七日政令第二二一号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月二十四日政令第二二〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年七月一日政令第二六四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月二日政令第三一五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年二月九日政令第四一二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年四月二二日政令第二〇六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年八月二十九日政令第二八九号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一〇月一九日政令第三二八号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一九日政令第五号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二十八日政令第三九号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一七一号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日政令第一九〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一〇日政令第二四〇号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年十一月三〇日政令第三二四号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年十二月二二日政令第三三四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一五日政令第一号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二二日政令第三三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年十二月四日政令第一七二号)
抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月二四日政令第三七三三号)
この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置
法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月二十八日)から施行する。

- (施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和四年三月二一日政令第五八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和四年八月五日政令第二六九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年四月一九日政令第一七〇号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年二月二日政令第二四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
別表第一 貨幣の素材等(第一条関係)
一 一円の貨幣

素材	アルミニウム
品位	純アルミニウム
量目	一グラム
形式	直径 二十ミリメートル
	

二 五円の貨幣

素材	黄銅
品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下三百以上
量目	三・七五グラム
形式	直径 二十・二ミリメートル 孔径 五ミリメートル
	

三 十円の貨幣

素材	青銅
品位	千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上、すず十以上二十以下
量目	四・五グラム
形式	直径 二十・三・五ミリメートル
	

四 五十円の貨幣

素材	白銅
品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十
量目	四グラム
形式	直径 二十一ミリメートル 孔径 四ミリメートル
	

五 百円の貨幣

素材	白銅
品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十
量目	四・八グラム
形式	直径 二十・二・六ミリメートル
	

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
		四・八グラム	白銅及び銅			四・八グラム	白銅及び銅
		千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五				千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	
直径				直径			
二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル			

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
		四・八グラム	白銅及び銅			四・八グラム	白銅及び銅
		千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五				千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	
直径				直径			
二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル			

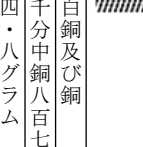
素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目	形式
白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 
			直径				直径
			二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル

形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目
	白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム
直径				直径			
二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル			

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅		四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅
	直径				直径		
	二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル		

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅		四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅
	直径				直径		
	二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル		

品位	量目	形式	素材	品位	量目	形式	素材
千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅
		直径				直径	
		二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル	

品位	量目	形式	素材	品位	量目	形式	素材
千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	四・八グラム	 	白銅及び銅
		直径				直径	
		二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル	

形式	量目	品位	素材	八	形式	量目	品位	素材	五
	七・二グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅	五百円の貨幣のうち通常のもの	 	四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅	
縁の刻印	直径				直径				
NIIPPON ★ 500 ★ NIIPPON ★ 500 ★	二十六・五ミリメートル				二十二・六ミリメートル				

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	七・一グラム	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	ニッケル黄銅、白銅及び銅	   	七グラム	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	ニッケル黄銅
直径				直径			
二十六・五ミリメートル				二十六・五ミリメートル			

十 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡橋児島・坂出ルート）をいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの

形式	量目	品位	素材
	十三グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
縁の刻印	直径	三十ミリメートル	

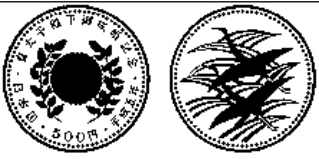
九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記念するため発行するもの

形式	量目	品位	素材
	十三グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
縁の刻印	直径	三十ミリメートル	

形式	量目	品位	素材
	十三グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
縁の刻印	直径	三十ミリメートル	

形式	量目	品位	素材
	十三グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
縁の刻印	直径	三十ミリメートル	

形式	量目	品位	素材
	十三グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
縁の刻印	直径	三十ミリメートル	

十三 五百円の貨幣のうち皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため発行するもの				十四 五百円の貨幣のうち関西国際空港の開港を記念するため発行するもの				十五 五百円の貨幣のうち平成六年に開催される第十二回アジア競技大会を記念するため発行するもの			
素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十
量目	七・二グラム	形式		量目	七・二グラム	形式		量目	七・二グラム	形式	
											
直径				直径				直径			
二六・五ミリメートル				二六・五ミリメートル				二六・五ミリメートル			

十六 五百円の貨幣のうち平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行するもの				十七 五百円の貨幣のうち平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行するもの				十八 五百円の貨幣のうち平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行するもの			
素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材	白銅	品位	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十
量目	七・二グラム	形式		量目	七・二グラム	形式		量目	七・二グラム	形式	
											
直径				直径				直径			
二六・五ミリメートル				二六・五ミリメートル				二六・五ミリメートル			

形式	量目	品位	素材	十七 五百円の貨幣のうち天皇陛下御在位十年を記念するため発行するもの	形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	七・二グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅	 	 	七・二グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅		七・二グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
直径	二十六・五ミリメートル			直径	二十六・五ミリメートル	直径	二十六・五ミリメートル		直径	二十六・五ミリメートル		

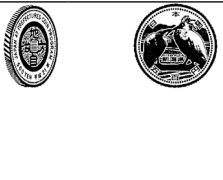
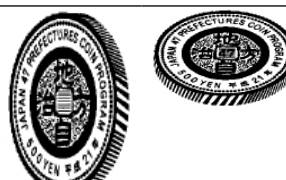
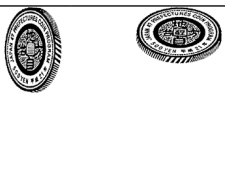
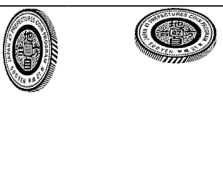
形式	量目	品位	素材	十八 五百円の貨幣のうち平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行するもの	形式	量目	品位	素材
	七グラム	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	ニッケル黄銅	   		七グラム	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	ニッケル黄銅
直径	二十六・五ミリメートル			直径	二十六・五ミリメートル			

十九 るもの	五百円の貨幣のうち平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの	素材	ニッケル黄銅	品位	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	量目	七グラム	形式	   
		直 径							
		二 十 六 ・ 五 ミ リ メ ー ト ル							

二十 るもの	五百円の貨幣のうち中部国際空港の開港を記念するため発行するもの	素材	純銀	品位	純銀	量目	十五・六グラム	形式	  
		直 径							
		二 十 八 ミ リ メ ー ト ル							

		素材	ニッケル黄銅	品位	千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	量目	七グラム	形式	  
		直 径							
		二 十 六 ・ 五 ミ リ メ ー ト ル							

形式			形式			形式		
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅		
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五		
量目 七・一グラム			量目 七・一グラム			量目 七・一グラム		
								
								
	直径 二十六・五ミリメートル			直径 二十六・五ミリメートル			直径 二十六・五ミリメートル	

形式			形式			形式		
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅		
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五		
量目 七・一グラム			量目 七・一グラム			量目 七・一グラム		
								
								
	直径 二十六・五ミリメートル			直径 二十六・五ミリメートル			直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

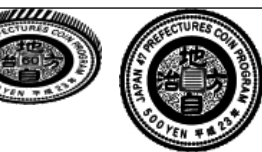
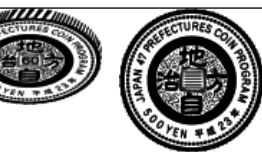
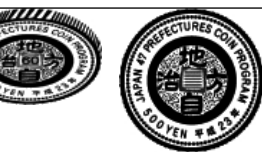
形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
	 		
	 		
	 		
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式		形式		形式	
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅		素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅		素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五		品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五		品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	
量目 七・一グラム		量目 七・一グラム		量目 七・一グラム	
直径 二十六・五ミリメートル		直径 二十六・五ミリメートル		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目
	素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム		素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム		素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム
		直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル	

形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目
	素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム		素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム		素材ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目七・一グラム
		直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル	

形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目
	ニッケル黄銅、白銅及び銅	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	七・一グラム		ニッケル黄銅、白銅及び銅	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	七・一グラム
	 				 		
	 				 		
	 				 		
	直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル		

形式	素材	品位	量目	形式	素材	品位	量目
	ニッケル黄銅、白銅及び銅	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	七・一グラム		ニッケル黄銅、白銅及び銅	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	七・一グラム
	 				 		
	 				 		
	 				 		
	直径二十六・五ミリメートル				直径二十六・五ミリメートル		

形式			形式
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
量目 七・一グラム			量目 七・一グラム
直径 二十六・五ミリメートル			直径 二十六・五ミリメートル

形式			直径 二十六・五ミリメートル
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			
量目 七・一グラム			
形式			直径 二十六・五ミリメートル
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			
量目 七・一グラム			
形式			直径 二十六・五ミリメートル
素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅			
品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五			
量目 七・一グラム			

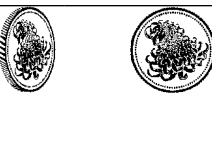
形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

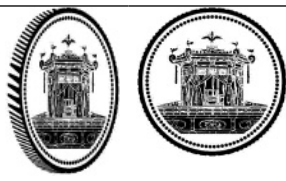
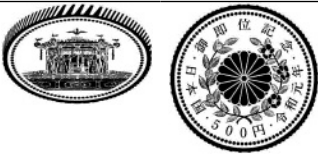
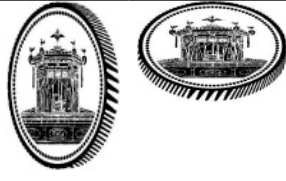
形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅	品位 千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	量目 七グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

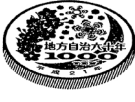
形式	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅	品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五	量目 七・一グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

形式	素材 ニッケル黄銅	品位 千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十	量目 七グラム
			
			
			
		直径 二十六・五ミリメートル	

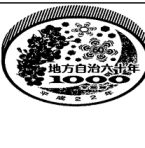
   直径 二十六・五ミリメートル	二十七 五百円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会を記念するため発行するもの	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅 品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五 量目 七・一グラム	 直径 二十六・五ミリメートル	素材 ニッケル黄銅、白銅及び銅 品位 千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五 量目 七・一グラム	 直径 二十六・五ミリメートル
 直径 四十ミリメートル	二十八 千円の貨幣のうち平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行するもの	素材 純銀 品位 純銀 量目 三十一・一グラム	 直径 四十ミリメートル	二十九 千円の貨幣のうち平成十五年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの	 直径 四十ミリメートル 彩色 白色、青色、赤色及び濃い赤色

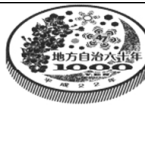
三十 千円の貨幣のうち奄美群島復帰五十周年を記念するため発行するもの				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、黒色、青色、紫色、赤色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色			
				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、黒色、青色、紫色、赤色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色			
				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、黒色、青色、紫色、赤色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色			

三十二 千円の貨幣のうち国際連合加盟五十周年を記念するため発行するもの				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、青色、ピンク色、黄緑色及び緑色			
				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、青色、ピンク色、黄緑色及び緑色			
				素材 銀	品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形式	 			
							直径 四十ミリメートル	彩色 白色、青色、ピンク色、黄緑色及び緑色			

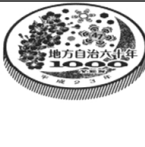
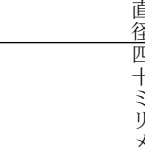
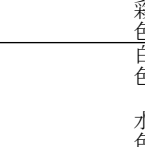
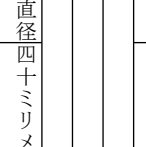
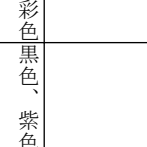
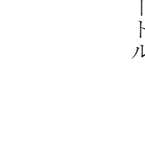
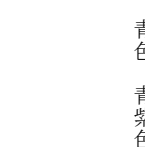
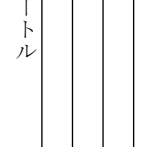
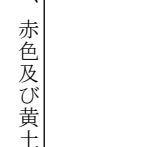
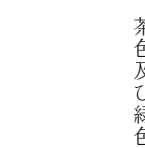
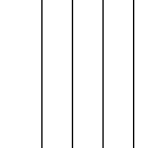
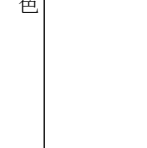
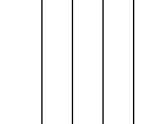
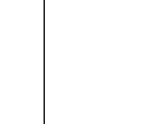
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、黒色、青色、青紫色、紫色、オレンジ色、黄色及び緑色	直径四十ミリメートル
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、黒色、水色、青紫色、紫色、ピンク色、赤色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、青色、茶色及び緑色	直径四十ミリメートル

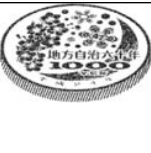
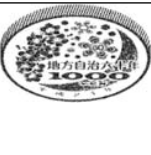
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、青色、青紫色、ピンク色、黄土色及び黄色	直径四十ミリメートル
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、青色、茶色及び緑色	直径四十ミリメートル
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
 	 	彩色白色、黒色、水色、青色、紫色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル

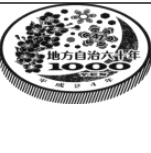
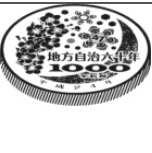
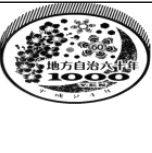
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
形式			
直径四十ミリメートル		彩色白色、黒色、水色、青色、ピンク色、赤色、茶色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色	

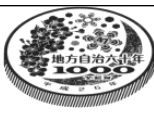
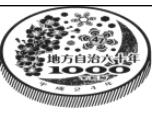
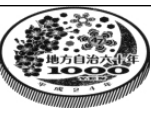
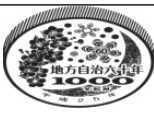
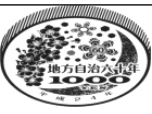
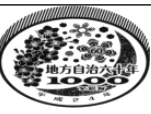
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
形式			
直径四十ミリメートル		彩色白色、灰色、黒色、青色、赤色、黄色及び緑色	

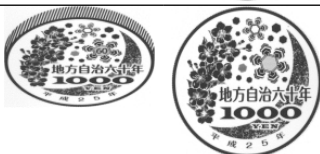
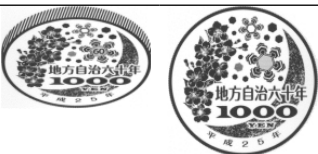
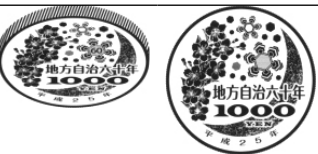
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
形式			
直径四十ミリメートル		彩色白色、水色、青色、青紫色及び緑色	

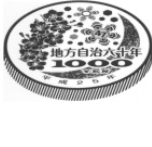
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				
形式				

形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
											
											
	彩色 白色、 灰色、 黒色、 青色、 赤色、 茶色、 オレンジ色、 黄 色及び緑色	直径 四十ミ リメー トル			彩色 白色、 灰色、 黒色、 青色、 赤色、 オレンジ色 及び黄色	直径 四十ミ リメー トル			彩色 白色、 灰色、 黒色、 水色、 ピンク色、 黄色、 黄緑色及び 緑色	直径 四十ミ リメー トル	

形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
											
											
	彩色 白色、 灰色、 黒色、 青色、 赤色、 黄土色及び 黄色	直径 四十ミ リメー トル			彩色 白色、 灰色、 黒色、 水色、 青色、 紫色、 ピンク色、 赤色、 茶色、 黄土色、 黄色、 黄緑色及び 緑色	直径 四十ミ リメー トル			彩色 白色、 灰色、 黒色、 水色、 赤色、 オレンジ色、 黄色、 黄 緑色及び 緑色	直径 四十ミ リメー トル	

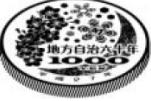
量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式
			 				 				 
			 				 				 
			直径四十ミリメートル				直径四十ミリメートル				直径四十ミリメートル
			彩色 白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色、黄色及び緑色				彩色 白色、黒色、水色、青色、赤色、黄緑色及び緑色				彩色 白色、水色、赤色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色

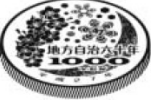
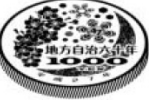
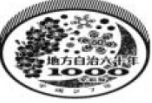
形式			形式			形式		
素材銀			素材銀			素材銀		
品位純銀	量目三十一・一グラム		品位純銀	量目三十一・一グラム		品位純銀	量目三十一・一グラム	
量目三十一・一グラム	直径四十ミリメートル		量目三十一・一グラム	直径四十ミリメートル		量目三十一・一グラム	直径四十ミリメートル	
彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、ピンク色、赤色、黄土色、黄緑色及び緑色			彩色 白色、灰色、黒色、青色、赤色、茶色、黄土色、オレンジ色、黄緑色及び緑色			彩色 白色、黒色、青色、赤色、茶色、オレンジ色、黄色及び緑色		

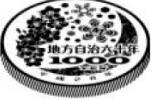
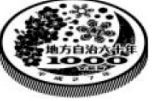
形式	 		形式	 		形式	 	
素材銀			素材銀			素材銀		
品位純銀			品位純銀			品位純銀		
量目三十一・一グラム			量目三十一・一グラム			量目三十一・一グラム		
	 			 			 	
	直径四十ミリメートル			直径四十ミリメートル			直径四十ミリメートル	
	彩色 白色、灰色、黒色、青色、ピンク色、赤紫色、黄土色、黄緑色及び緑色			彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、赤紫色、黄土色及び緑色			彩色 白色、灰色、青紫色、黄土色、黄色及び緑色	

量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	形式
			 				 				 
			 				 				 
	彩色 灰色、黒色、青緑色、水色、黄緑色及び緑色		直径四十ミリメートル		彩色 白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青色、赤色及び緑色		直径四十ミリメートル		彩色 白色、灰色、黒色、青緑色、青色、赤色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色		直径四十ミリメートル

形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
形式	 	 	直径四十ミリメートル
形式	 	 	直径四十ミリメートル
形式	 	 	直径四十ミリメートル

形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
形式	 	 	直径四十ミリメートル
形式	 	 	直径四十ミリメートル
形式	 	 	直径四十ミリメートル

形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
											
											
	彩色白色、青緑色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル			彩色白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青紫色、紫色、ピンク色、赤紫色、赤色、茶色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル			彩色白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青色、赤色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル	

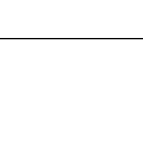
形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	形式	素材銀	品位純銀	量目三十一・一グラム
											
											
	彩色白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色及びオレンジ色	直径四十ミリメートル			彩色白色、灰色、青緑色、水色、青色、茶色、黄土色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル			彩色水色、青色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル	

三十五 千円の貨幣のうち平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行するもの

素材 銀合金

品位 千分中銀九百二十五、銅七十五

量目 三十一・一グラム

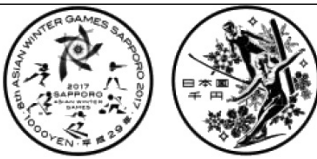
		三十七 千円の貨幣のうち新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行するもの	ロ	素材銀	素材銀	品位純銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	量目三十一・一グラム	形式	形式	 直径四十ミリメートル 彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	 直径四十ミリメートル 彩色 白色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	  直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	  直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	三十八 千円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの	ハ	素材銀	素材銀	品位純銀	品位純銀	量目三十一・一グラム	量目三十一・一グラム	形式	形式	 直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	 直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色
---	---	--------------------------------------	---	-----	-----	------	------	------------	------------	----	----	---	---	--	--	--	---	-----	-----	------	------	------------	------------	----	----	---	---

チ				リ			
形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
  	三十一・一グラム	純銀	銀	   	三十一・一グラム		
直径四十ミリメートル 彩色 白色、青色、青紫色、赤色及び緑色				直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色			

ヌ				リ			
形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
 	三十一・一グラム	純銀	銀	   	三十一・一グラム		
直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色				直径四十ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色			
							

ラ 素材 銀					ル 素材 銀									
品位 純銀					品位 純銀									
量目 三十一・一グラム					量目 三十一・一グラム									
形式					形式									
														
直径四十ミリメートル 彩色白色、青色、青紫色、赤色及び緑色					直径四十ミリメートル 彩色白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色									

カ 素材 銀					ワ 素材 銀				
品位 純銀					品位 純銀				
量目 三十一・一グラム					量目 三十一・一グラム				
形式					形式				
									
直径四十ミリメートル 彩色白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色									

		形式		三十九 千円の貨幣のうち平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの		形式		量目三十一・一グラム	
		三十一・一グラム		純銀		銀			
		彩色		直径				彩色白色、黒色、青色、青紫色、赤色、黄色及び緑色	
		黒色、水色、青紫色及び赤色		四十ミリメートル					

素材 銀	四十二 千円の貨幣のうち令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行するもの			形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀	四十 千円の貨幣のうち小笠原諸島復帰五十周年を記念するため発行するもの			形式	量目三十一・一グラム	品位純銀	素材銀
		彩色 白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青紫色、紫色、赤色、茶色、黄色及び緑色		直径四十ミリメートル	彩色 白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青色、青紫色、茶色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色	直径四十ミリメートル								

四十二 千円の貨幣のうち令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行するもの

素材 銀

量目 三十一・一グラム	品位 純銀	素材 銀			形式			
			直徑 四十ミリメートル			直徑 四十ミリメートル		
			彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色			彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、黄土色及び緑色		

量目 三十一・一グラム	品位 純銀	素材 銀			形式			
			直徑 四十ミリメートル			直徑 四十ミリメートル		
			彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色			彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、黄土色及び緑色		

四十七 千円の貨幣のうち令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの							
--	--	--	--	--	--	--	--

量目 三十一・一グラム	品位純銀	素材銀			形式	量目 三十一・一グラム	品位純銀	素材銀			形式
					直徑 四十ミリメートル				直徑 四十ミリメートル		
					直徑 四十ミリメートル	四十八 千円の貨幣のうち国立公園制度百周年を記念するため発行するもの				直徑 四十ミリメートル	
					彩色 白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶色、黄色及び緑色					彩色 白色、灰色、青色、赤色、茶色及び緑色	

品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目
千分中銀九百二十五、銅七十五	銀合金		十五グラム	千分中銀九百二十五、銅七十五	銀合金		十五グラム	千分中銀九百二十五、銅七十五	銀合金		十五グラム
		直径	三十ミリメートル			直径	三十ミリメートル			直径	三十ミリメートル

品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目
純金	純金		十五・六グラム	七・八グラム	純金		七・八グラム	純金	純金		十五グラム
		直径	二十ミリメートル			直径	二十ミリメートル			直径	三十ミリメートル

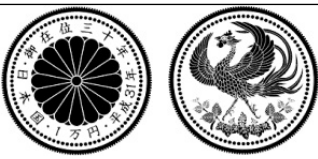
品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式	量目
純金	純金		十五・六グラム	七・八グラム	純金		七・八グラム	純金	純金		十五グラム
		直径	二十ミリメートル			直径	二十ミリメートル			直径	三十ミリメートル

	形式	量目	品位	素材	五十六 一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位十年を記念するため発行するもの	 	形式	量目	品位	素材	 	形式	量目	品位	素材	
		二十グラム	純金	金				十五・六グラム	純金	金						
	直径						直径									
	二十八ミリメートル						二十六ミリメートル									

	形式	量目	品位	素材	五十八 一万円の貨幣のうち平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの	   	形式	量目	品位	素材	五十七 一万円の貨幣のうち平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行するもの	
		十五・六グラム	純金	金				十五・六グラム	純金	金		
	直径						直径					
	二十六ミリメートル						二十六ミリメートル					

六十	素材	金	一万円の貨幣のうち東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行するもの	形式	量目	品位	素材	五十九	一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位二十年を記念するため発行するもの	    
品位	純金	量目		品位	純金	五十九				
量目	十五・六グラム	二十グラム		品位	純金	五十九				
				直径						
				二十八ミリメートル						

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	十五・六グラム	純金	金		十五・六グラム	純金	金
</							

形式		直径	
六十二	一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位三十年を記念するため発行するもの		
素材	金	品位	純金
量目	二十グラム	形式	
			
直径			
二十八ミリメートル			
六十三	一万円の貨幣のうち令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行するもの		
素材	金	品位	純金
量目	十五・六グラム	形式	

形式		直径	
六十四	一万円の貨幣のうち天皇陛下御即位を記念するため発行するもの		
素材	金	品位	純金
量目	二十グラム	形式	
			
直径			
二十八ミリメートル			
六十五	一万円の貨幣のうち郵便制度百五十周年を記念するため発行するもの		
素材	金	品位	純金
量目	十五・六グラム	形式	

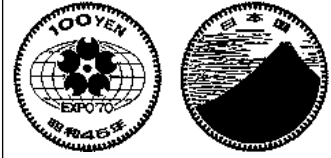
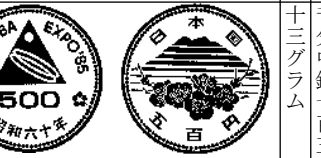
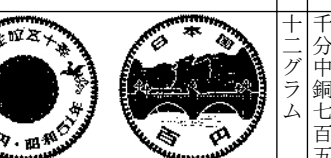
形式					形式				
素材	金	六十六 一万円の貨幣のうち近代通貨制度百五十周年を記念するため発行するもの				素材	金		
品位	純金					品位	純金		
量目	十五・六グラム					量目	十五・六グラム		
六十七 一万円の貨幣のうち沖縄復帰五十周年を記念するため発行するもの									
									
		直径						直径	
		二十六ミリメートル						二十六ミリメートル	

形式					形式				
素材	黄銅	二 五円の貨幣				素材	アルミニウム	別表第二 臨時補助貨幣で貨幣とみなされたものの素材等（第二条関係）	
品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下三百以上					品位	純アルミニウム		
量目	四グラム					量目	一グラム		
									
		直径						直径	
		二十ミリメートル						二十六ミリメートル	
形式									
		直径							
		二十二ミリメートル							

五 百円の貨幣のうち通常のもの							
形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
	四・八グラム	千分中銀六百、銅三百、亜鉛百	銀合金	 	四・八グラム	千分中銀六百、銅三百、亜鉛百	銀合金
直径				直径			
二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル			

六 百円の貨幣のうち昭和三十九年に開催されたオリンピック東京大会を記念するため発行したもの							
形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材
 	四・八グラム	千分中銀六百、銅三百、亜鉛百	銀合金	 	四・八グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅
直径				直径			
二十二・六ミリメートル				二十二・六ミリメートル			

七 百円の貨幣のうち昭和四十五年に開催された日本万国博覧会を記念するため発行したもの			
形式	量目	品位	素材
	九グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅

十 百円の貨幣のうち天皇陛下の御在位五十年を記念するため発行したもの 素材 白銅	形式  直径 二十二・六ミリメートル	量目 四・八グラム	品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材 白銅	九 百円の貨幣のうち昭和五十年に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念するため発行したもの	形式  直径 三十ミリメートル	量目 十二グラム	品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材 白銅	八 百円の貨幣のうち昭和四十七年に開催された札幌オリンピック冬季大会を記念するため発行したもの	形式  直径 二十八ミリメートル
十三 五百円の貨幣のうち内閣制度創始百周年を記念するため発行したもの	形式  縁の刻印 直径 三十ミリメートル	量目 十三グラム	品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材 白銅	十二 五百円の貨幣のうち昭和六十年に開催された国際科学技術博覧会を記念するため発行したもの	形式  縁の刻印 直径 二十六・五ミリメートル	量目 七・二グラム	品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	素材 白銅	十一 五百円の貨幣のうち通常のもの	形式  直径 三十ミリメートル

[illegible]

十二	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 三千万枚
十三	中部国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五万枚
十四	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八百二十四万一千枚
十五	南極地域観測五十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 六百六十万枚
十六	日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 四百八十万枚
十七	地方自治法施行六十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八千三百十万枚
十八	天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 千万枚
十九	天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五百万枚
二十	天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五百万枚
二十一	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八百万二千枚
二十二	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 十万枚
二十三	平成十五年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
二十四	奄美群島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
二十五	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚
二十六	国際連合加盟五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚
二十七	平成十九年に開催される二千七年ユニバーサル技能五輪国際大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 八万枚
二十八	地方自治法施行六十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 四百七十一万枚
二十九	平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十	新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十一	東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する千円の記念貨幣 十八万枚
三十二	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 百三十一万二千枚
三十三	平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十四	小笠原諸島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十五	明治一五〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万一千枚
三十六	令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十七	郵便制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十八	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
三十九	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚
四十	鉄道開業百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚
四十一	令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣 十万枚
四十二	国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 十二万枚
四十三	平成二年に開催される国際花と緑の博覧会を記念するため発行する五千円の記念貨幣 千万枚

四十四	裁判所制度百周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五百万枚
四十五	議会開設百周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五百万枚
四十六	皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五百万枚
四十七	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千円の記念貨幣 千五百万枚
四十八	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣 二万枚
四十九	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十六万五千枚
五十	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二十万枚
五十一	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十万枚
五十二	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 七万枚
五十三	天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十万枚
五十四	東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する一万円の記念貨幣 四万五千枚
五十五	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十二万三千枚
五十六	天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 五万枚
五十七	令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 一万枚
五十八	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣 五万枚
五十九	郵便制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二万枚
六十	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二万枚
六十一	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二万枚
別表第四 貨幣の価額（第四条関係）	
貨幣	価額
一 五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の貨幣（五百円及び百円の貨幣にあつては、記念貨幣以外のものに限り。）のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	七千円
二 沖縄復帰二十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	二千五百円
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため発行する五千円の記念貨幣及び五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	一万円
四 関西国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	二千七百円
五 平成六年に開催される第十二回アジア競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第十五号に掲げる各形式につきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	百円
六 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一万円三万八千の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超千七百え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	三十七円

七	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千円の記念貨幣及び五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	一万二千
八	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	十三円
イ	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	四万八千九百
ロ	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	円
ハ	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
九	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四万一千
十	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	四万三
イ	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	千六百
ロ	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
十一	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四万四
十二	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する千円六千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	千
十三	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	四万五
イ	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	千
ロ	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
十四	平成十五年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千円
十五	奄美群島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千円
十六	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四万四

十七	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千円
十八	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	四万五
イ	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	千円
ロ	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
十九	中部国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が五百円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四千円
二十	国際連合加盟五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千円
二十一	平成十九年に開催される二千七年ユニバーサル技能五輪国際大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千円
二十二	地方自治法施行六十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六千七百
二十三	地方自治法施行六十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七十一
二十四	天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	円
二十五	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	八万二
イ	天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	千円
ロ	天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
二十六	平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	八千円
二十七	新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	百円
二十八	東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九万五

二十九	東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九千五百
三十	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	二万
三十一	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	八千七百
三十二	平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千九百円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七
三十三	小笠原諸島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四
三十四	明治一五〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四
三十五	天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	八
三十六	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	十二万
イ	天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	九千六百
ロ	天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	三百三十
三十七	令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する一万一千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	二
三十八	令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する千円八千七百の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、百九十	七
三十九	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七
四十	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	十二万
イ	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	九千六
ロ	天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	三百三十
四十一	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ハ、ホからトまで、リからルまで、ワ及びカに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	二万六
四十二	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ニ、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	九十一
四十三	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	六十二
イ	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第六十一号に掲げる各形式のもの	十三
ロ	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第三十八号ハからカまでに掲げるもの	十三
ハ	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの	七
ニ	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式のもの	十三
四十四	郵便制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九
四十五	郵便制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七
四十六	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十三
四十七	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が五千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十九
四十八	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七
四十九	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十三

五十 沖縄復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	百四十 六円
五十一 鉄道開業百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	七 百八十 二円
五十二 令和七年に開催される二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	四十六 円
五十三 国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一万二 千五百 四十六 円